

○高岡市農業センター条例

平成17年11月 1 日

条例第149号

(設置)

第1条 農業者に対し、農業に関する技術及び情報を提供するとともに、地域農業の振興を図るため、高岡市農業センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市農業センター

位置 高岡市西藤平蔵234番地

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域農業特産物等の特産振興作物加算を行う野菜・花卉栽培技術の普及指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業技術、農業経営の指導及び相談に関すること。
- (3) 家畜の飼育の指導相談に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条の2 センターの管理(農産物直売所を除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業(第3条第3号に掲げる事業を除く。)の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第3条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条の5 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館することが

できる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第4条 センターの施設のうち次に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 研修室
- (2) 談話室(占用して利用する場合に限る。)
- (3) 和室
- (4) 多目的ホール(展示等のため占用して利用する場合に限る。)

2 指定管理者は、前項の許可の際、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第5条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しない。

- (1) 公益若しくは公安を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 特定の政治運動又は宗教活動を目的としているとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認められるとき。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に規定する事由が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

第7条 利用者は、指定管理者にセンターの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)

を利用の許可の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、利用者(農業者であって収益事業を行わない場合に限る。)について特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、災害時など、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市農業センター条例(平成5年高岡市条例第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市農業センター条例第4条第1項の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市農業センター条例第4条第1項の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第32号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第53号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

施設名	基本利用料金(円)				
	午前		午後		全日
	午前9時～午後1時		午後1時～5時		午前9時～午後5時
		1時間単位		1時間単位	
研修室	660	230	880	300	1,430
談話室(占有利用の場合に限る。)	330	110	440	150	720
和室	330	110	440	150	720
多目的ホール(占有利用の場合に限る。)	880	300	1,100	380	1,870

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 冷房又は暖房利用料金は、基本利用料金に3割を乗じて得た額とする。
- 3 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は、減額しない。